

大阪南消防局まちかど救急ステーション登録規約

1 登録の目的

大阪南消防局（以下「消防局」という。）管内に設置されている自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について、「大阪南消防局まちかど救急ステーション事業」を立ち上げ、AEDの維持管理体制の促進を図るとともに、設置事業者を広く住民に情報提供し、緊急時におけるAEDの使用を促進することで、住民の救命率・社会復帰率の更なる向上を図ります。

2 登録後の協力内容

- (1) まちかどAED設置施設（以下「設置施設」という。）は、消防局が実施する定期的な維持管理調査等にご協力ください。
- (2) 登録された設置施設に対し消防局より標章を交付しますので、住民の目に付きやすい位置に掲示してください。
- (3) 登録された設置施設の周辺でAEDを必要とする事案が発生し、AED貸し出しの申し出があった場合はAEDを貸し出してください。
- (4) 高機能消防指令システムに登録された設置施設の情報は、119番通報受信時、必要に応じて通報者に提供されます。
- (5) 消防局が情報提供したAEDを貸し出した際に、破損又は盗難等の事故が生じた場合は当該所有者等で負担してください。
- (6) 登録された設置施設の情報は、大阪南消防組合ホームページや広報物により公開します。
- (7) 市町村への情報提供で登録された設置施設の情報は、所在地の市町村が情報提供を求めた場合に提供されます。

3 登録AEDの維持管理等

設置施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、次の事項を履行するよう努めてください。

- (1) 応急手当に必要な知識及び技能の習得と維持のため、従業員や職員に応急手当に関する講習の定期的な受講。
- (2) AEDを定期的（概ね1か月単位以内）に点検するなど適切な維持管理の実施。

※AEDの電極パッド及びバッテリーの使用期限が迫れば、電話やメールでお知らせします。

- (3) A E Dの紛失、盗難、故障及び破損（以下「紛失等」という。）を防ぐために十分な措置を講じ、紛失等があった場合は当該所有者等が対応する。
- (4) A E Dを使用した場合は、当該所有者等が消耗品を補充する（「5 電極パッドの交付」に該当する場合を除く。）。

4 登録情報の変更又は取消し

登録した情報（設置場所や使用期限など）に変更が生じた場合又はA E Dの廃棄等により登録の取消しを希望する場合は、消防局警防部救急課（以下「救急課」という。）にその旨を連絡してください。

5 電極パッドの交付

救急隊が出場した事案において、設置施設のA E Dが使用されたことにより電極パッドの交換を要する場合は、適合するものを用意し交付しますので、救急課に交付の申請をしてください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、交付対象外となります。

- (1) 設置施設の敷地内において、施設の従業員、職員、施設利用者等に対する救護を目的としてA E Dを使用した場合
- (2) 仕様変更や生産終了等の理由により、適合する電極パッドが入手困難又は入手不可能な場合
- (3) A E Dを使用したことに対する報酬又はそれに要した費用を、A E Dの借用者、傷病者、関係者、その他の機関等に請求する場合
- (4) リース契約等、使用後に電極パッドが無償交換される場合
- (5) その他使用した電極パッドを交換することが適当でないと消防局長が認める場合

6 標章の再交付

掲示しているステッカー等が破損や劣化等により交換を要する場合は、救急課に再交付の申請をしてください。

7 その他

- (1) 本規約に記載された内容に反し、登録が適当でないと判断された場合は登録が抹消されることがあります。
- (2) 本規約は、救急課の判断により内容を変更する場合があります、変更した場合は所有者等に通知します。